

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

表彰規程

平成24年3月18日 制定

平成28年4月20日 改定

(総 則)

第1条 多年にわたり会務に精励し会員として顕著な功績のあったものについて、次の基準により表彰及び申請を行うことができる。

(表彰基準)

第2条

- (1) 会員歴 20年以上
- (2) 年 令 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の表彰事業規程に準ずる
- (3) 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会会長表彰受賞者
- (4) 市・郡医師会長表彰以上の20年以上勤続表彰受賞者
- (5) 一般社団法人県臨床検査技師会において10年以上の役員経歴のある者
- (6) 会の運営に特に顕著な功績のあった者

(表彰区分)

第3条

- (1) 基準の(1)～(5)項中3項目をみたすものまたは(6)項に該当するものに一般社団法人山梨県臨床検査技師会会長表彰を行うことができる。
- (2) 会員歴20年以上で基準の(2)及び(4)～(6)の項のうち3項目をみたす者について、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会会長表彰を申請する。
- (3) 会員歴25年以上で基準の(2)～(6)項をみたす者について県政功績者表彰を申請する。
- (4) 基準(1)～(6)項中5項目をみたすもの及び会長・副会長在任又は経験者を山梨県知事表彰に申請する。
- (5) 県技師会理事10年以上で基準(2)～(6)項のうち4項目をみたす者について厚生労働省基準による申請を行う。

この基準に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得るものとする。

(附 則)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

第5条 この規程は平成24年4月1日から施行する。